

鳥取県県土整備部公共工事建設副産物活用実施要領改正 新旧対照表

改正後	改正前
<p>5 施工計画における取扱い</p> <p>資源有効利用促進法第 18 条関係省令第 7 条第 1 項及び<u>同法第 10 条</u>関係省令第 8 条第 1 項に定める規模以上の場合、<u>受注者は</u>、再生資源利用促進計画書及び再生資源利用計画書（別紙 3）を作成し、施工計画書に添付する<u>とともに、工事現場の公衆が見やすい場所に掲示しなければならない。</u></p> <p>また、建設廃棄物の搬出が予定される場合、<u>受注者は</u>、建設廃棄物処理計画書（別紙 4）を作成し、施工計画書に添付<u>しなければならない。</u></p>	<p>5 施工計画における取扱い</p> <p>資源有効利用促進法第 18 条関係省令第 7 条第 1 項及び法第 18 条関係省令第 8 条第 1 項に定める規模以上の場合、再生資源利用促進計画書および再生資源利用計画書（別紙 3）を作成し、施工計画書に添付する。</p> <p>また、建設廃棄物の搬出が予定される場合は、建設廃棄物処理計画書（別紙 4）を作成し、施工計画書に添付する。</p>

改正後

別紙3

再生資源利用促進計画及び再生資源利用計画の該当工事

- (1) 「資源有効利用促進法」により一定規模以上の指定副産物が工事現場から搬出される工事について再生資源利用促進計画を作成することが義務づけられている。

再生資源利用促進計画の該当工事

計画を作成する工事	定める内容
次の各号の一に該当する指定副産物を搬出する工事 1 建設発生土……………500m ³ 以上 2 コンクリート塊 アスファルト・ 合計 200t 以上 コンクリート塊 建設発生木材	1 指定副産物の種類ごとの搬出量 2 指定副産物の種類ごとの再資源化施設 又は他の建設工事現場への搬出量 3 その他指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する事項

- (2) また、「資源有効利用促進法」では、一定規模以上の建設資材を搬入する工事について再生資源利用計画を作成することが義務付けられている。

再生資源利用計画の該当工事

計画を作成する工事	定める内容
次の各号の一に該当する建設資材を搬入する建設工事 1 土 砂…………… 500m ³ 以上 2 砕 石…………… 500t 以上 3 加熱アスファルト混合物 …………… 200t 以上	1 建設資材ごとの利用量 2 利用量のうち再生資源の種類ごとの利用量 3 その他再生資源の利用に関する事項

改正前

別紙3

再生資源利用促進計画及び再生資源利用計画の該当工事

- (1) 「資源有効利用促進法」により一定規模以上の指定副産物が工事現場から搬出される工事について再生資源利用促進計画を作成することが義務づけられている。

再生資源利用促進計画の該当工事

計画を作成する工事	定める内容
次の各号の一に該当する指定副産物を搬出する工事 1 建設発生土……………1,000m ³ 以上 2 コンクリート塊 アスファルト・ 合計 200t 以上 コンクリート塊 建設発生木材	1 指定副産物の種類ごとの搬出量 2 指定副産物の種類ごとの再資源化施設 又は他の建設工事現場への搬出量 3 その他指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する事項

- (2) また、「資源有効利用促進法」では、一定規模以上の建設資材を搬入する工事について再生資源利用計画を作成することが義務付けられている。

再生資源利用計画の該当工事

計画を作成する工事	定める内容
次の各号の一に該当する建設資材を搬入する建設工事 1 土 砂……………1,000m ³ 以上 2 砕 石…………… 500t 以上 3 加熱アスファルト混合物 …………… 200t 以上	1 建設資材ごとの利用量 2 利用量のうち再生資源の種類ごとの利用量 3 その他再生資源の利用に関する事項

※建設資材（生コンクリート、木製資材）及び建設廃棄物（建設汚泥、金属くず、紙くず、廃プラスチック類、廃塩化ビニル管・継手、廃石膏ボード、その他の分別された廃棄物、建設混合廃棄物）は、資源有効利用促進法で定められている品目ではありませんが、調査対象となる工事の中でこれらの品目が利用又は発生する場合には、あわせて作成してください。